

(別表1)

事業継続力強化支援事業

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

《洪水：中標津町洪水ハザードマップ》

当町には、北西部の標津岳（標高1,062m）に源を發し、根釧台地を南東に進んだのち、計根別地区で進路を北東に変えて中標津市街地の中央を貫流して、標津町の野付半島の北でオホーツク海に注ぐ二級河川標津川が流れている。そこへ山々から発する十数条の大小の川が合流する。

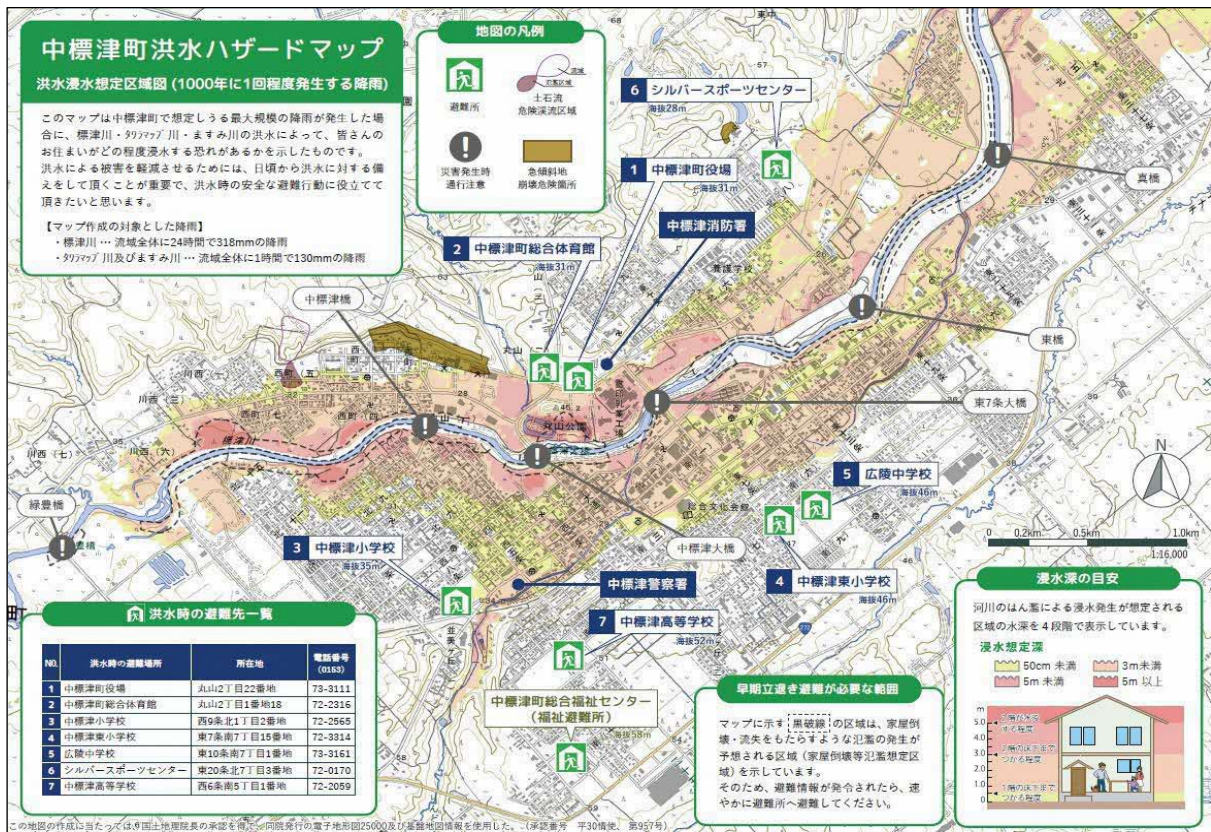
当町洪水ハザードマップにおける標津川が想定最大規模の降雨（1,000年に1回程度おこる大雨）により氾濫した場合では、当会が立地する市街地地域において、50cm未満の浸水が予想されているほか、中心市街地の多くの地域で浸水が予想されている。また、飲食サービス業の多くが立地する地域では最大で5mの浸水被害が予想されている。

《土砂災害：中標津町洪水ハザードマップ》

当町洪水ハザードマップによると、西町地区と東中地区には急傾斜地崩壊等、土砂災害が発生するおそれがある斜面が存在している。

西町地区の斜面下部の平坦地には住宅地が拡がり、地区内には町立小学校と町立中学校がある。また、東中地区の斜面下部の平坦地には温泉旅館がある。

【中標津町洪水ハザードマップ】



《地震：政府地震調査研究推進本部（J-SHIS）》

①海溝型地震

- ・千島海溝沿い〔超巨大地震（17世紀型）〕

太平洋沿岸の十勝沖から択捉島沖に至る千島海溝沿いの海溝型地震の長期評価が政府地震調査委員会から公表されており、マグニチュード 8.8 程度以上の今後 30 年以内に発生する確率は 7%~40%と評価、17 世紀の前回地震から 400 年程度経過しており、「切迫性が高い」とされている。

- ・根室沖

根室沖で発生した規模の大きい地震は、1894 年の地震（マグニチュード 7.9）と、1973 年の根室半島沖地震（マグニチュード 7.4）の 2 つが知られているが、今後 30 年以内にこの海域で地震が発生する確率は 80%程度、地震の規模はマグニチュード 7.8~8.5 程度と推定されている。



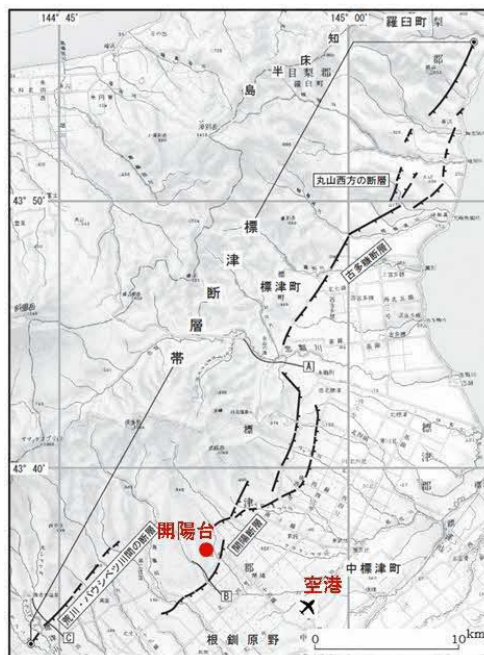
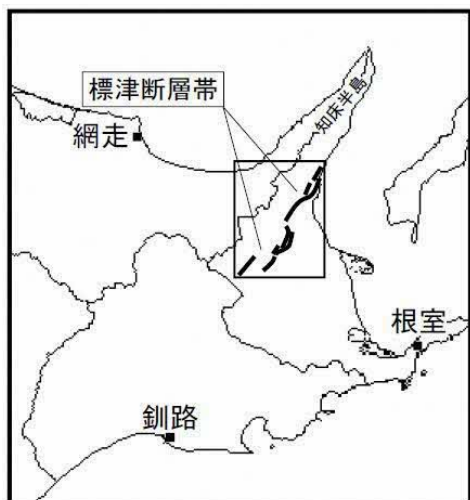
(出典：政府地震調査研究推進本部)

②内陸型地震

・標津断層帯

標津断層帯は、知床半島をなす山地と平野部との境界に、羅臼町から標津町を経て中標津町に至る、長さ約 52km 以上の断層群で、全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード 7.7 程度、震度 6 強から 7 程度の地震が発生する可能性があることが、政府地震調査研究本部から示されている。

また、標津断層帯は過去の活動が明らかでないため、将来地震が発生する確率については不明とされているが、もし発生した場合、道路や建物に多くの被害が発生し、中標津町における建築物被害は、全壊 120 棟、半壊 538 棟、合計 658 棟の全半壊が、人的被害では、死者数は 3 名、重傷者数は 12 名、軽傷者数は 105 名、合計 120 名の被害者が、避難者数は 5,223 名と予想されている。



(出典：政府地震調査研究推進本部)

(雪害)

近年、いわゆる爆弾低気圧などにより、中標津町においても局地的な暴風雪や大雪に見舞われることがある。特に、平成 25 年 3 月 2 日から 3 日にかけて発生した暴風雪災害では、車内で一酸化炭素中毒によって亡くなるなど、中標津町では 5 名の犠牲者が出ている。また、吹雪等による視界不良や吹きだまりにより国道、道道で通行止めが多発し物流が停止することにより、生活面や産業面で多くの影響を及ぼすことから、雪害に備えた対策を進めていく必要がある。

(停電)

平成 30 年 9 月に発生した胆振東部地震の影響により全道で大規模停電（ブラックアウト）が発生し、小規模事業者は、商品廃棄、物流が途絶えるなどの被害により売上が減少した。

今後、同様の事態が発生した場合には、再び小規模事業者に大きな被害が生じることが予想されることから、これを最小限に抑えるべく非常用発電設備の導入を図るなど、引き続き停電に備えた

対策を進めていく必要がある。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症は、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とする感染症であって、国民の大部分が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないことから、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。中標津町においても経済活動に大きな影響を与え、飲食店や宿泊業をはじめとする小規模事業者の経営状況が悪化しており、経営支援や施策活用とあわせて北海道スタイルの取組などの対策が必要となっている。

《過去の主な災害記録》

発生年月日	災害の種類	被害状況
昭和 35 年 3 月 13 日	融雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な暖気と大雨、融雪水で標津川が氾濫。中学校が孤立、東一条橋が流出。 ・人的被害 死亡 3 人（うち 1 人は消防団員） ・住家被害 床上浸水 42 棟 床下浸水 200 棟
昭和 48 年 6 月 17 日	根室半島沖地震 M7.4 最大震度 5	<ul style="list-style-type: none"> ・施設被害等 62 件 (商工業、林業、公共等)
昭和 58 年 3 月 11 日	航空機事故 (YS11 型機墜落)	<ul style="list-style-type: none"> ・重軽傷者 52 人
平成 6 年 10 月 4 日	北海道東方沖地震 M8.2 最大震度 6 中標津町：震度 5	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 重軽傷者 117 人 ・住家被害 3,499 棟 ・自主避難 3 世帯 ・避難勧告 17 世帯
平成 10 年 9 月 16 日	台風第 5 号	<ul style="list-style-type: none"> ・住家被害 床上浸水 1 棟 床下浸水 6 棟 ・施設被害等 73 件 (農業、土木)
平成 18 年 10 月 7 日～9 日	低気圧	<ul style="list-style-type: none"> ・施設被害等 105 件 (住家、土木、農林業、商工業、公共等)
平成 25 年 3 月 2 日～3 日	暴風雪	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 死亡 5 人（車内一酸化炭素中毒 4 人、凍死 1 人） ・施設被害等 47 件 (農林業、商工業、公共等)

(出典：中標津町地域防災計画)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等 1,186 人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 978 人 (経済センサス)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	卸・小売業	283	225	町内に広く分散している
	建設業	155	127	町内に広く分散している
	製造業	58	48	郊外に多い

飲食・宿泊業	212	164	市街地に多い
サービス業	274	226	町内に広く分散している
その他	204	188	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
中標津町防災会議条例制定	S37. 12	
中標津町地域防災計画策定	S40. 4	H26. 3 改訂
中標津町強靱化計画策定	R2. 6	
中標津町災害時備蓄計画策定	H26. 5	計画に基づき備蓄物資を整備
中標津町地域防災リーダー育成事業	H29. 7～	R2. 10. 30 現在リーダー認定者数：34名
中標津町防災訓練の実施	H16. 10	総合防災訓練 参加者 808名
	H26. 10	総合防災訓練 参加者 473名
	R2. 10	防災訓練 参加者 398名

②当会の取組

項目	年月	備考
損保会社と連携した損害保険への加入促進	R2. 4～	チラシ配布
事業継続力強化計画に関する国の施策の周知	R2. 4	中標津経済センター内に掲示
災害復旧貸付制度等の周知	R2. 5	総代会議案書資料編にて掲載（北海道・日本政策金融公庫資金）
防災対策について対応	R2. 8	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認
町が実施する防災訓練への参加及び協力	R2. 10	「中標津町防災訓練」参加・協力 20名

2 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時、緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

○成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
卸・小売業	283	225	3	5	5	5	5
建設業	155	127	2	2	2	2	2
製造業	58	48	1	1	1	1	1
飲食・宿泊業	212	164	3	3	3	3	3
サービス業	274	226	4	5	5	5	5
その他	204	188	3	4	4	4	4
合 計	1,186	978	16	20	20	20	20

※今期の計画では、職員の配置や業務量を考慮し、浸水や土砂災害の被害が大きいと予想される事業者を選定しながら計画策定を支援し、次期以降は7期(35年)程度で全ての小規模事業者の支援を行うよう設定する。

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
協力体制のマニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルを整備	協議会開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会開催 保険会社と共同で巡回指導	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて(仮称)中標津町事業継続力強化支援協議会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

中標津町	中標津町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・情報提供	事業継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・ 事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・ 日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、SNS等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について小規模事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 小規模事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
卸・小売業	283	225	3	5	5	5	5	3	5	5	5	5
建設業	155	127	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製造業	58	48	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食・宿泊業	212	164	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
サービス業	274	226	4	5	5	5	5	4	5	5	5	5
その他	204	188	3	4	4	4	4	3	4	4	4	4
合計	1,186	978	16	20	20	20	20	16	20	20	20	20

(仮称) 中標津町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、中標津町ほか）を開催し、状況確認や改善点等について協議する（年1回開催）

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（おおむね震度6弱を想定）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害などによる発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内を目途に職員とその家族の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と中標津町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染

防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・中標津町災害対策本部の方針に従い、当町経済部経済振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず職員自身が安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	・広域的に災害が発生し、甚大な被害の発生が予想された場合、 又は発生した場合 ・町内に震度5強以上の地震が発生したとき	全職員
警戒	・広域的に災害が発生し、被害の発生が予想された場合、又は発生した場合 ・町内に震度5弱の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当会と中標津町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

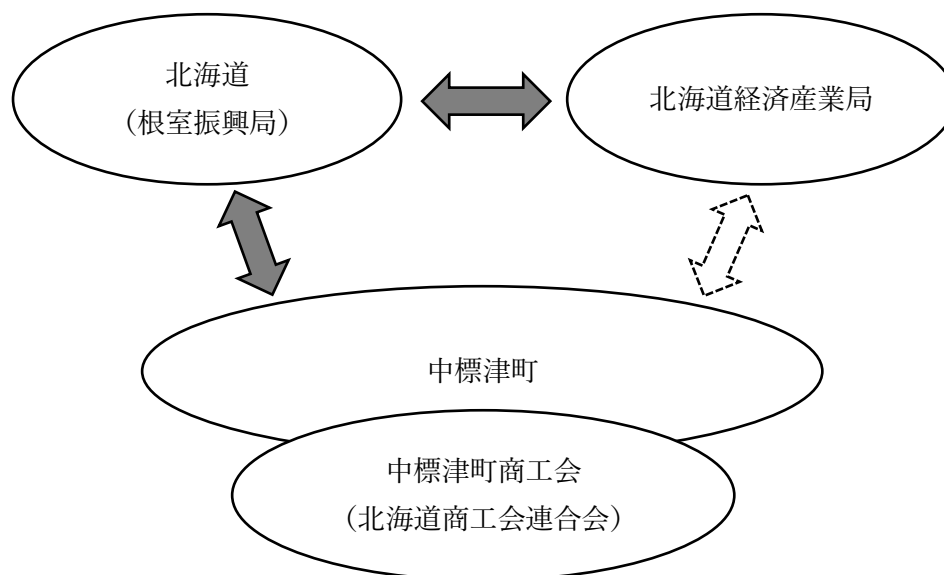
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「中標津町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会は被害状況や被害額（合計、建物、設備、商品等）について、速やかに把握するとともに当町に報告し、情報を共有する。
- ・当会と当町が共有した情報を、北海道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

【災害情報等報告取扱要領の報告方法】



(4) 応急対策時の小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国や北海道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・小規模事業者などの被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や北海道、市町村等の施策）について、小規模事業者などへ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 小規模事業者に対する復興支援

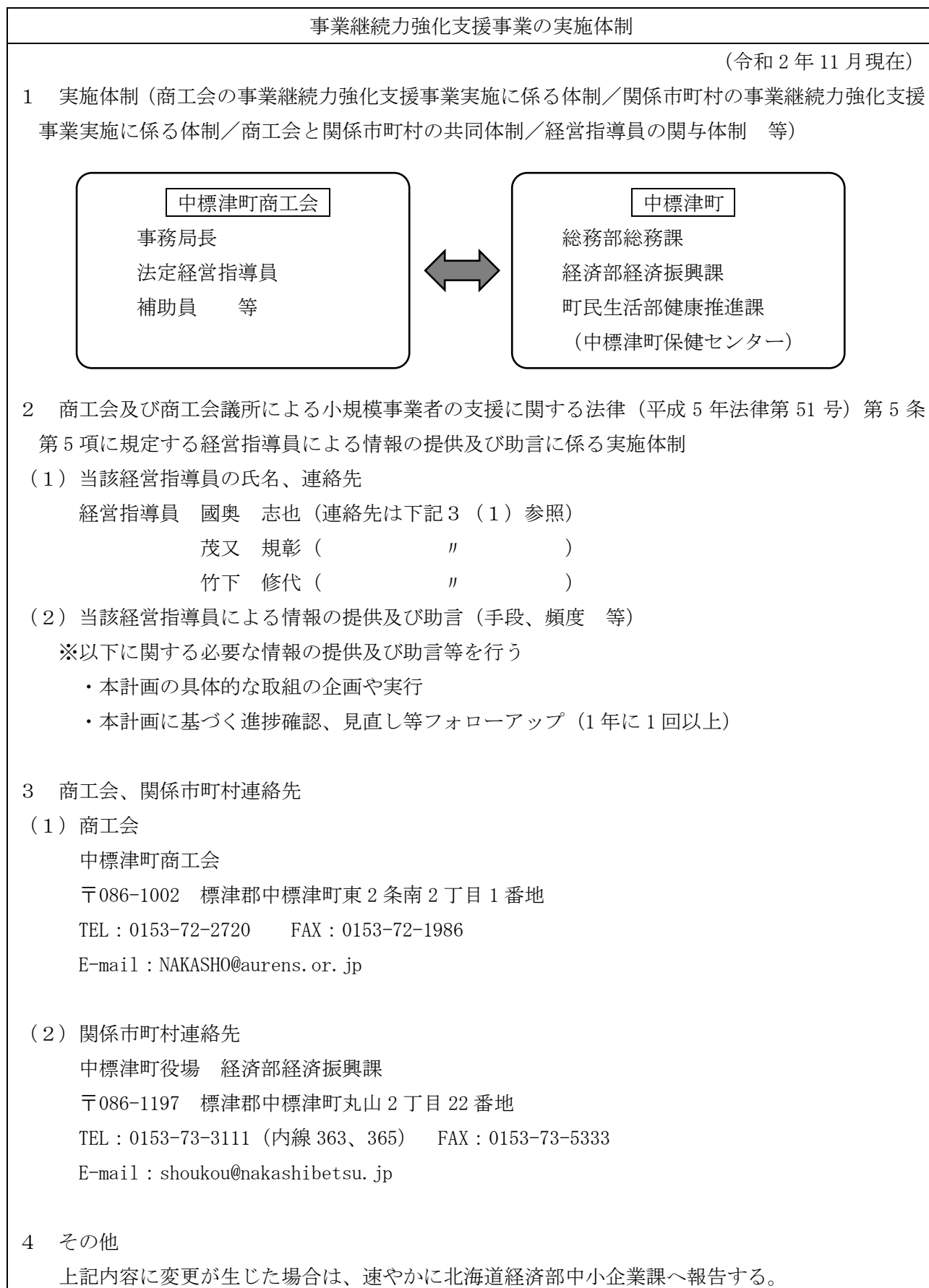
- ・当町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難である場合には、他の地域からの応援派遣等を、北海道や北海道商工会連合会等に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、当会及び当町のホームページ及び広報紙や会報等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	445	445	445	445	445
・ 専門家派遣費	225	225	225	225	225
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、中標津町補助金、北海道補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。